

第3章 基本指針に基づく目標値

第1節 障害福祉計画の目標

1 基本指針の目標設定の考え方

障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき平成32年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

図表3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	考え方
①地域生活移行者の増加	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする
②施設入所者の削減	平成28年度末時点の施設入所者数を2%以上削減することを基本とする

(注) 地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等への移行をさします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

図表3-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする

(注) 1 医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。

2 単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

図表3-3 地域生活支援拠点等の整備

項目	考え方
地域生活支援拠点等の整備	各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

図表 3-4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	考 え 方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	平成28年度の移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする
②就労移行支援事業の利用者の増加	平成28年度末における利用者数を2割以上増加させることを目指すものとする
③就労移行支援事業所の就労移行率の増加	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする
④職場定着率の増加	就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする

(注) 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 第4期計画（前期計画）の目標値と実績（見込み）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数96人のうち、12人（12.5%）が地域生活へ移行するものとしていましたが、4人（4.2%）となる見込みです。
- ② 平成29年度末時点の施設入所者数は89人の見込みであり、平成25年度末の96人から7人（7.6%）減少します。4人（4.2%）の減少を目標としていましたので目標を達成します。

図表 3-5 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値と実績（見込み）

項 目	平成29年度末（見込み）	目標値
①地域生活への移行者数（人）	4	12
②削減見込（人）	7	7

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、西三河南部西圏域内に地域生活支援拠点等を1か所整備することを目標としていましたが、平成29年4月に市単独で、市内の事業所が連携して機能を担うかたち（面的整備）により事業を開始しました。

図表 3-6 地域生活支援拠点等の目標値と実績

項 目	平成29年度末	目標値
地域生活支援拠点等（か所）	1	1

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、24人を目標としていましたが、14人の見込みです。

図表3-7 福祉施設から一般就労への移行の目標値と実績（見込み）

項目	平成29年度末（見込み）	目標値
年間一般就労移行者数（人）	14	24

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を53人とすることを目標としていましたが、43人の見込みです。

図表3-8 就労移行支援事業の利用者数の目標値と実績（見込み）

項目	平成29年度末（見込み）	目標値
就労移行支援事業の利用者数（人）	43	53

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成することを目指しましたが、就労移行率3割以上は33%（1事業所）の見込みです。

図表3-9 就労移行率が3割以上の事業所の割合の目標値と実績（見込み）

項目	平成29年度末（見込み）	目標値
就労移行率が3割以上の事業所の割合	33%	50%以上

3 第5期計画（今期計画）の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数89人のうち、9人（10.1%）が地域での生活に移行することを目標とします。
- ② 平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末の施設入所者89人から87人へ2人（2.2%）減少することを目標とします。

図表3-10 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値

項目	目標値
①地域生活への移行者数（人）	9
②削減見込（人）	2

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目的として、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を、近隣市で共同で設置することを目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年4月に、市単独で面的整備として事業開始しましたが、今計画期間は機能の充実（①～③）・追加（④、⑤）を図っていきます。

図表3-11 地域生活支援拠点等のイメージ図



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、平成32年度中の移行者数は平成28年度の移行者数14人の1.5倍の21人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

図表3-12 福祉施設から一般就労への移行の目標値

項目	平成28年度	目標値
年間一般就労移行者数（人）	14	21

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

平成32年度の就労移行支援事業利用者数を、平成28年度末における利用者数43人から2割以上増加する52人とすることを目標とします。

図表3-13 就労移行支援事業の利用者数の目標値

項目	平成28年度末	目標値
就労移行支援事業の利用者数（人）	43	52

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

図表3-14 就労移行支援事業所の就労移行率の目標値

項目	目標値
就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%以上

④ 職場定着率の増加

就労定着支援事業の利用を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。

図表3-15 職場定着率に係る目標値

項目	目標値
就労定着支援事業の利用開始時点から1年後の職場定着率	80%以上

第2節 障害児福祉計画の目標

1 基本指針の目標設定の考え方

障害児の健やかな育成の発達支援を図るため、国の基本指針に基づき、次の項目について目標値を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

図表3-16 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	考え方
①児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする
②保育所等訪問支援の充実	平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

図表3-17 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	考え方
①主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする
②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

図表3-18 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする

2 第1期計画の目標値

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

「子ども発達支援センター」は、現在、療育センターで行っている親子・集団遊びを通じたグループ療育をはじめ、保健センター、教育センター、社会福祉会館で行っている発達に関する相談・療育支援、サルビア学園の通所支援を集約した施設です。

保護者が発達に遅れや心配がある子どもの相談の一步を踏み出し、18歳まで継続した相談や支援を受けられるよう、ライフステージに応じた支援を提供します。また、知的に遅れはないものの発達に遅れや偏りがあり、生活のしづらさを感じ、悩みを抱えている親子を支援するための事業を新たに実施します。

② 保育所等訪問支援の充実

「子ども発達支援センター」の開所に併せて実施体制を整えます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。

図表3-19 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項目	目標値
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（か所）	1

図表3-20 重症心身障害児を支援する課後等デイサービス事業所

項目	目標値
②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（か所）	1

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

市単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域の設置であっても差し支えないとされていることから、平成30年度末までに圏域において、「愛知県三河青い鳥医療療育センター」を中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、県に働きかけをしていきます。